令和8度愛媛県介護支援専門員安全確保対策同行支援事業費補助金に係るQ&A

令和8年11月17日

No.	区分	質問	回答
1	目的	令和８年度愛媛県介護支援専門員安全確保対策同行支援事業費補助金の目的は。	本事業は、令和８年６月に他県において、介護支援専門員が利用者宅で危害を加えられ死亡する事件等を受けて、安全確保の必要性が高まっていることから、介護支援専門員が安心して働けるよう安全確保対策を緊急的に実施することを目的としています。
2	申請書類	申請書類は何が必要か。	以下の書類をご準備ください。 ・交付申請書 (1)様式第１号(交付申請書) (2)別紙１(事業者情報) (3)別紙２(事業計画表) (4)別紙３(所要額調書) (5)別紙４(収支予算書) (6)その他必要書類(見積書や金額の根拠となる資料等)
3	申請書類	申請書類はどこで入手できるのか。	県ホームページで公開していますので、ホームページからダウンロードしてください。 愛媛県トップページ＞キーワードで探す＞「介護支援専門員安全確保対策同行支援事業」と入力していただきますと本事業のホームページに行けますので、そのページからダウンロードできます。
4	申請方法	申請書の提出方法は決まっているか。	・郵送の場合 ※令和8年12月4日(金曜日)の消印有効とします。 送付先 〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁　保健福祉部　生きがい推進局　長寿介護課　介護研修係　まで ・押印を省略し、電子メールで提出する場合 県ホームページにある押印省略の注意事項を確認の上、記載してあるメールアドレスあてに提出してください。
5	申請方法	郵送の提出は、必着もしくは消印有効か。	令和８年12月4日（金）の消印有効となります。
6	受付期間	申請の受付期間はいつまでか。	申請受付期間は、令和８年11月11日（水）～令和８年12月4日（金）までです。
7	受付期間	本事業は、先着順か。	先着順ではありません。
8	対象期間	いつからの経費が対象となるか。	県から送付する交付決定通知後の経費が対象となります。

No.	区分	質問	回答
9	対象期間	補助対象となる事業実施期間は、いつからいつまでになるのか。	補助対象期間は、交付決定通知後から令和9年2月末までとなります。令和9年2月28日（日）までに、事業（支払いを含む。）を完了してください。また、県の交付決定前に要した経費は、補助対象としません。
10	補助対象事業所	補助対象事業所は。	補助対象者は、所在地が愛媛県内にあり、申請時点において指定等を受けており、運営中の居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（市町が設置する事業所を除く。）となります。
11	補助対象事業所	事業所は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内にない場合、申請できるか。	本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする事業所が存在する場合、本事業の対象となります。ただし、県外に所在する事業所分については、本事業の対象外であり、申請できません。
12	補助対象事業所	複数の事業所を運営している場合、事業所ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	法人が運営する事業所をとりまとめて1回で申請してください。 なお、事業者情報や計画書等については、事業所単位での記載となりますので、申請書内をご確認いただき、記載の際は、お間違えのないようご注意ください。
13	補助対象事業所	居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（市町が設置する事業所を除く。）とあるが、地域包括支援センターは対象となるのか。	市町直営の地域包括支援センターの場合も介護予防支援業務について地域包括支援センターから委託を受けている指定居宅介護支援事業所についても対象になりません。
14	補助対象事業所	基準該当サービス事業所等について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
15	補助金額	消費税は補助金対象となるか。	消費税は補助金対象となりません。申請は消費税を抜いた額で記載してください。また、見積書は税込・税抜の別、税額がわかるものをご提出ください。
16	補助金額	県の予算額を上回る申請があった場合は、どうなるのか。	予算額の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。また、交付額の調整（減額）を行う場合があります。
17	補助対象事業	実施予定事業が複数あった場合、申請できるのか。	複数の事業を申請することは可能です。ただし、それぞれの事業毎の補助上限額以内での交付となります。
18	補助対象経費	どのような経費が対象となるか。	利用者宅訪問への同行支援に必要な経費、同行者確保のための広報活動に関する支援に必要な経費が対象となります。詳細は、要綱等をご確認ください。
19	補助対象経費	補助単価は。	各事業で補助単価が変わりますので、交付要綱や県HP等をご確認ください。
20	補助対象経費	同行訪問を行う場合（ケアマネージャーに同行する２人目）については、どういった者を対象として想定しているか。	対象となる同行者の属性を限定しておらず、必ずしもケアマネージャーである必要はなく、事務職員やホームヘルパー等による同行も対象とします。

No.	区分	質問	回答	
21	補助対象経費	同行訪問の回数は制限があるか。	１事業所当たりの予定回数は、30分未満と30分以上を合わせて、最大30回までです。	
22	補助対象経費	警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費は具体的にどのようなものか。	警備会社等による緊急時駆けつけサービスへの登録費・加入料金・初期導入経費等です。 初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料（継続費用）は対象となりません。	
23	補助対象経費	セキュリティーサービスの導入後の、月額利用料金も対象経費となるか。	ランニングコストは対象になりません。	
24	補助対象経費	セキュリティーサービスの機器として、ウェアラブルカメラを購入する場合、対象経費となるか。	対象になりません。訪問の際の居宅（私的領域）内での撮影に係る毎回の事前同意取得の困難さやそれに伴う法的リスクの存在から、かえって紛争を生じさせる危険が存在することから、対象外とします。	
25	補助対象経費	セキュリティーサービスの機器として、スマートフォンやタブレットを購入する場合、対象経費となるか。	対象になりません。汎用的な製品は対象外とします。	
26	補助対象経費	防犯対策用品の購入（防犯ブザー等）は対象になるか。	対象になりません。防犯対策用品の購入は対象外とします。	
27	補助対象経費	採用チラシの印刷経費とともに、チラシを配布するポスティング経費も補助対象になるか。	ポスティング経費についても補助対象になります。	
28	申請書類	利用者宅訪問への同行支援について、職員等が同行する場合、交付申請書に添付する金額の根拠がわかるものはどのような書類か。	同法人の介護支援専門員や職員が同行する場合は、法人で雇用しているこのがわかる雇用契約書等の写しを提出してください。法人外の職員が同行する場合は、不要です。	令和8年11月17日追加
29	申請書類	利用者宅訪問への同行支援について、職員等が同行した場合、実績報告書に添付する金額の根拠がわかるものはどのような書類か。	職員等が同行訪問したことがわかる資料（訪問日時、訪問した職員等の氏名が記載されている任意様式）を提出してください。同法人の介護支援専門員や職員が同行する場合は、法人で雇用していることがわかる雇用契約書等の写しを提出してください。（交付申請書に添付した場合は不要。）法人外の職員が同行する場合は、同行を依頼したことがわかる書類を提出してください。	令和8年11月17日追加

No.	区分	質問	回答
30	申請書類	申請・実績報告書類としての根拠資料を残しておく必要があるか。	実績報告において、実施した事業の内容と支出額が分かる書類等の写しの提出がない場合は、当該経費に係る補助金の交付はできませんので、必ず保管しておいてください。 なお、本事業の開始年度の翌年から起算して、５年間事業所等において保存をお願いします。必要が生じた場合、提出をお願いすることがございます。
31	申請書類	警備会社による屋外用（出張時）セキュリティサービス導入経費について、実施した事業の内容と支出額が分かる書類等の写しは具体的にどのようなものか。	領収書に加え、契約書、初期導入費用の明細がわかるもの等が必要です。
32	申請書類	領収書の宛名は法人名でよいか。	領収書の宛名は、法人名に加え事業所名を記載してもらうようにしてください。 宛名が個人名の領収書は受け付けることができません。
33	申請書類	交付決定通知が届いたが、決定した内容を変更したいがどうしたらよいか。	補助金の交付決定を受けた事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければなりません。 なお、個別に対応を判断するため、交付決定を受けた内容に変更の可能性がある場合は、長寿介護課介護研修係（089-912-2338）にお問い合わせいただくか、以下のURLから質問事項を記入して送信ください。 https://logoform.jp/form/XG6n/1886808